

## 監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

### 第3 行政監査

#### 1 平成14年度行政監査結果報告（平成15年5月9日監査報告第1号）に基づく市長の措置について

「災害対策に関する事務」に係る監査

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(2) 広域避難場所等における備蓄資機材の管理方法について改善を求めるもの</p> <p>各広域避難場所に設置された機材庫には、広域避難場所の輻射熱の防御、応急給水及びし尿処理を効果的に行うために必要な資機材が収納され、各地域防災拠点となっている小中学校の空き教室又は校地等を利用して設置された防災備蓄庫には、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、水、生活用品等が備蓄されている。</p> <p>また、地域防災拠点の補給物資基地等として、区役所に設置された災害用備蓄庫には、地域防災拠点の防災備蓄庫と同様の食料や防災資機材等が備蓄されている。</p> <p>そこで、備蓄物資の管理状況等についてみたところ、次のような状況が見受けられたので改善されたい。</p> <p>ウ 各区では、地域防災拠点における備蓄食料等の更新のための受払台帳を作成しているものの、備蓄食料や備蓄資機材等を、運営委員会が訓練で使用した場合等の市民への配付や貸出及び返却に係る在庫数の把握が行われていないことから、在庫数が不足している地域防災拠点があった。管理責任を明確にし、管理者が在庫数を正しく把握できるよう事務手続について改善を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（総務局）</p>	<p>ウ 地域防災拠点の備蓄資機材等の保管責任者である区長が在庫数を正しく把握できるよう、「横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等管理要綱」の改正を行い、運営委員会は、区長に対して年2回備蓄物資の数量及び使用状況について報告することとしました。</p> <p>なお、平成16年4月に全区にその旨を通知し、周知徹底を図りました。</p>

<p>(3) 地域医療救護拠点における運営マニュアルの作成及び備蓄医薬品等の適切な管理等を求めるもの</p> <p>震災が発生した場合、家屋の倒壊、窓ガラスの飛散などによって発生する負傷者等に対して応急医療救護活動を行うため、市内の中学校区に1か所ずつ、145か所の小中学校に地域医療救護拠点が整備されているが、次のような状況が見受けられたので改善されたい。</p> <p>ア 震災時に迅速かつ的確な応急医療救護活動が求められる地域医療救護拠点は、平常時から運営マニュアルを整備し、災害時を想定した訓練を行うこと等により、参集する医師及び本市職員等の任務の習熟が必要である。</p> <p>しかしながら、実査を行った地域医療救護拠点において、運営マニュアルが整備されておらず、地域防災拠点と連携した訓練も行なわれていない状況が見受けられたので、災害時に的確な活動が実施できるよう、有効な運営マニュアルの例を示されたい。 (総務局及び衛生局)</p>	<p>ア 地域医療救護拠点運営マニュアルについては、平成15年6月に、区福祉保健課長会及び区事業企画係長会において、地域医療救護拠点運営マニュアルの例を示し、すべての地域医療救護拠点に実効性のあるマニュアルを整備するよう周知しました。各区と連携を図りながら、地域の特性や実情に合わせたマニュアルの整備を進めた結果、平成16年4月までに全18区145か所において、地域医療救護拠点運営マニュアルが整備されました。</p>
<p>(5) 防災宿日直体制の見直しを求めるもの</p> <p>夜間・休日等における災害の発生などの緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、市庁舎及び区庁舎においては、職員による宿日直を行っている。この宿日直は、日頃から災害対策の業務に従事していない職員も含めて、一律に割り当てられる輪番制で行われているのが現状である。</p> <p>震災発生時に、この宿日直職員は被害等に関する情報収集及び災害対策本部の設置準備等を行うこととされているが、災害対策本部として本格的な活動を開始できるのは、災害対策を専門とする担当部署の職員の参集後となる。</p> <p>現行の体制では、震災発生直後に実質的な対応は困難と思われることから、宿日直制度を見直す等、より有効な初動対応体制について検討されたい。 (総務局)</p>	<p>市庁舎防災宿日直につきましては、より効率的な活動を実施する目的で平成15年7月に「市庁舎防災宿日直者対応業務簡易マニュアル」を新たに整備しました。</p> <p>区庁舎防災宿日直につきましては、区の判断により、有効な初動対応体制が確保できる制度を平成15年11月に整備しました。</p> <p>その結果、平成16年9月末現在で、9区(西区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区)が、防災宿日直以外の方法で初動体制を確保していますが、実施にあたっては、</p> <p>区の災害対応マニュアルの整備  携帯電話等の配置  班体制の確立  緊急時30分以内の職員参集等の措置を講じることを必須事項として、有効な初動体制</p>

	<p>を確保しています。</p> <p>また、災害発生のおそれがある場合につきましては、職員待機や早期参集により対応することとしています。</p>
<p>(6) 職員に対する効果的な研修等の実施を求めるもの</p> <p>震災時には、職員の多くが災害対策の最前線に立ち、困難な状況の中で迅速かつ適切に業務を行うことが要求される。しかしながら、地域防災拠点及び地域医療救護拠点には、平常時に当該区役所に勤務していない直近動員職員が参集し、地域防災拠点等の開設・運営、区災害対策本部との連絡調整等にあたることとなる。これらの業務を適切に行うためには、日頃から各職員が災害時の自らの任務を認識し、行動を想定しておくことが必要となる。</p> <p>本市防災計画では、各局区において市・区災害対策本部の分掌事務の実施に関する細部計画を作成することが求められているものの、この整備状況は十分とはいえない。また、新採用職員研修の中で防災講義や防災実技研修が実施され、全職員に「防災ポケットブック」が配付されているが、職員がそれぞれの任務を確認するような研修等は行われていない状況であった。</p> <p>震災時に各職員が適切に任務を果たすためには、日頃から各職員が自らの任務を理解し、問題点等を把握した上で、行動マニュアルを絶えず充実させていくことが必要である。</p> <p>については、災害時の対応に関する全職員の理解を着実に深めるために、効果的な研修等を計画的に実施することについて検討されたい。 (総務局)</p>	<p>災害時の対応に関する職員研修等について、平成15年度には、これまでの経営責任職及び運営責任職等を対象にした所管業務の確認訓練や、局区長と本市専門委員との「危機管理に関する懇談会」などを実施しました。</p> <p>また、平成16年1月16日の防災訓練では、拠点班及び医療調整班の職員を対象に、動員先である地域防災拠点、地域医療救護拠点等において、所管業務、防災備蓄庫・薬剤庫の確認訓練などを実施するとともに、各所属においては、「防災とボランティア週間」を中心に、「防災ポケットブック」等を活用した職員研修を実施しました。</p> <p>さらに、同年5月25日に危機管理対策室長から各局区危機管理責任者あてに、各局区において危機管理に関する研修計画を企画・立案のうえ、職員研修を実施するよう通知したところです。</p> <p>今後とも職員の防災意識の高揚や災害対応能力の向上に向けて、職員研修等の充実に努めます。</p>